

# 市外施設を申請する際の確認票

本票は、本市外の保育所等の利用申請をするに当たり、特に重要な事項についてを説明しています。  
以下の事項で該当する内容を確認し、□に「」の上、ご署名くださいますようお願いいたします。

## (共通)

No.	確認事項	確認欄
1	<p>朝霞市にお住まいの方が、市外の保育所等の利用申請をする場合には、原則として<b>朝霞市の窓口を通じて申請する</b>必要があります。 ただし、市区町村によって申請の流れや申請方法等が異なるため、事前に相手方市区町村の担当部署に以下の項目を確認したうえで申請してください。</p> <p>【確認事項】</p> <p>① 相手方市区町村における入所希望月の申請締切日 ② 申請に必要な書類、申請様式の指定の有無 ③ 希望できる保育園等に利用制限（公設保育園は希望できない 等）があるか ④ その他、選考の方法や施設の空き状況 など</p>	<input type="checkbox"/>
2	<p>提出にあたっては、<b>相手方市区町村の締切日の10日前までを目安に朝霞市の保育課窓口まで直接ご持参ください。</b> 自治体間での協議に時間を要することがありますので、書類提出が締切日直前になる場合、申請を受け付けられない可能性があります。</p>	<input type="checkbox"/>
3	<p>書類送付（協議）後、相手方市区町村において書類不備等が発覚した際には、相手方市区町村の依頼に基づき朝霞市から書類の追加提出等の連絡をする場合があります。</p>	<input type="checkbox"/>
4	<p>朝霞市から転出予定で申請をしていた場合、転出確定後、相手方市区町村の保育担当窓口にてお手続きが必要となります。手続きの期限は相手方市区町村の制度によって異なりますが、手続きが遅れると内定が取り消される可能性があります。</p>	<input type="checkbox"/>

## (朝霞市内施設に在園している場合のみ)

<p>市外施設への転所が内定となった場合、辞退することができません。そのため、転所内定となった場合、在園している朝霞市内の施設は転所する月の前月末を持って退所となりますので、<b>申請する時に「保育所等退所届兼退所報告書」に必要事項を記入しご提出ください。</b> なお、転出に伴う市外施設への申請の場合、転出される時期によって「保育所等退所届兼退所報告書」の記載内容が変わりますので以下の記入例をご確認ください。</p> <p>【記入例】</p> <p>〈転出予定がない方〉 「退所させたい年月日」は市外施設の選考結果によって変動する場合がありますため、「〇〇市（申請先の市区町村名）の保育園の転所内定月の前月末」とご記載ください。</p> <p>〈転出予定がある方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転出に伴い、退所することが決まっている方は実際退所される日をご記載ください。</li> <li>・市外施設への申請の結果によって、転出後の継続利用希望の有無が変わる方については、「退所させたい年月日」→ 転出する日が属する月の末日、「備考」→ 「〇〇市（申請先の市区町村名）の保育園が転所保留となった場合、継続利用希望有り」とご記載ください。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------	--------------------------

退所届  
の提出

## (朝霞市内施設を同時希望する場合のみ)

<p>朝霞市内と市外の保育園等を同時に希望する場合は、「<b>利用調整（入所・転所）申請事項変更届</b>」に<b>市内の施設と市外の施設を合わせた希望順位</b>を記入してください。</p> <p>市内外の両方の施設に内定となった場合は、<b>申込希望順の上位の施設に内定となります</b>。なお、結果は自治体ごとに通知するため、それぞれの通知時期により、通知が複数届くこともあります。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------	--------------------------

申請事項  
の変更

以上の事項について全て確認し、了承した上で、朝霞市外の保育所等の利用申請をします。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

保護者署名 \_\_\_\_\_